

プロセス調停の基礎3

調停人ならどうしますか？

にぎわいのある中町商店街の中で、隣り合っているタコ焼き屋さんと酒屋さんの間でもめています。タコ焼き屋さん(申立人)によれば、タコ焼き屋さんの客が酒屋さんの店先にあった植木鉢を割ったとのことで100万円の請求を受け、当惑してのADR申込です。酒屋さん(相手方)によれば、植木鉢が割れた瞬間を見ていたわけではないが、いつも行列ができていた状況から考えて、タコ焼き屋さんの客が割ったのは明らかだということです。また、行列が酒屋の店先をふさいだり迷惑も受けていると主張しています。

行列植木鉢事件

評価型のアプローチ

- 酒屋の被害はいくらか？
- 植木鉢の価値はいくらか？
- タコ焼き屋の顧客が植木鉢を破損したか？
- 植木鉢を破損したものを特定する根拠は何か？
- 酒屋は植木鉢を管理する義務を怠っていたと言えるか？
- 植木鉢を仮にタコ焼き屋の客が割ったとして、タコ焼き屋が客に対する監督義務を負うか？

対話型のアプローチ

- 植木鉢の件について、実質面と感情面で何かなしうるか？
(代替措置、再発予防措置、謝罪その他.....)
- 何らかの金銭の支払いを行うか？
- 行列の整理をどのように行うか？
(未来指向の計画)
- 今後どのようなつきあい方をするか？
(関係調整≠仲直り)

争点整理と課題設定を比較

争点整理(評価型)	課題設定(対話型)
<ul style="list-style-type: none">• 過去の事実の認定に重点を置く傾向• 当事者のどちらかに責任があるかを問う傾向• 結果として請求内容の範囲内での(量的)解決にとどまる傾向	<ul style="list-style-type: none">• 将来に当事者がどのように取り組むことができるかを考えさせる傾向• 過去の事実や当事者の責任の確定に重点を置かない傾向• 結果として、申立人からの請求内容にとどまらず、当事者間の問題の総合的(質的)解決に至る傾向